

女性活躍推進法に基づく優良企業として「えるぼし」認定を取得

～ 大阪府内の信用金庫で初めて ～

大阪シティ信用金庫（本店 大阪市、理事長 河村正雄）は、平成28年6月13日（月）に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく優良企業として、厚生労働大臣から「えるぼし」企業の認定（認定段階2）を受けましたのでお知らせいたします。

同認定は、女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組状況等が優良な企業が、厚生労働大臣から認定を受けることができる制度です。

当金庫は、優秀な人材確保のため、性別に偏らない採用、ワークライフバランスに配慮した職場環境の整備、キャリア支援策としてパート職員から正職員への転換などの諸施策に取り組んでまいりました。

今後も、女性が能力をさらに発揮できる教育・キャリア形成支援の強化、育児休業諸制度の充実など、よりよい企業風土づくりや環境整備に取り組み、性別を問わず働きやすい職場環境の定着を進めてまいります。



女性活躍推進法に基づく
認定マーク「えるぼし」

以上